

千葉県報

号外
令和5年1月27日

号外第9号

主 要 目 次	
告 示	— — —
○ 疑似患者の発生	
○ 令和五年千葉県告示第二号の一部を改正する告示	
○ 令和五年千葉県告示第十九号の四の一部を改正する告示	

告 示

千葉県告示第二十九号の二
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次
のとおり疑似患者の発生届出があった。
令和五年一月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約二四〇、〇〇〇	匝瑳市野手	令和五年一月二十七日

千葉県告示第二十九号の三

令和五年千葉県告示第二号（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。
令和五年一月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人
表区域の欄第二号中「荻野」の下に「川辺」を、「長谷」の下に「新堀」を加える。

千葉県告示第二十九号の四

令和五年千葉県告示第十九号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。
令和五年一月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第二号中「川辺」及び「新堀」を削り、同欄第五号中「市野原」を「新井、市野原」に、「鳥喰下、鳥喰新田」を「鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、新島」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 山武市の一部（蓮沼イ、蓮沼ホ（山武市市道蓮沼一八号線の以南の区域を除く。）、蓮沼ロ（山武市市道蓮沼ホ・蓮沼イ線の以東の区域に限る。）及び松尾町武野里）

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八